

松浦市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月28日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 川下 高広

# 監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 鷹島診療所

3 監査の期間 令和2年12月1日から22日間

4 監査の範囲及び方法

令和2年度（令和2年10月末まで）の財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 庶務・文書管理事務は適正か。

6 監査の結果

1 総括

今回の監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、軽易な事項として口頭注意し、記載を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 契約事務

【指摘事項】

ア 業務委託において実施伺、見積予定価格調書、見積結果一覧表がないものが見受けられた。このことについては前回の定期監査においても指摘がされていたが、改善されていなかった。

イ 平成28年度に契約期間が5年間の長期継続契約を締結しているものがあつたが、契約書には予算の減額等に連動する解除条項が付されていなかった。債務負担行為を設定せずに翌年度以降にわたって契約を締結する場合は、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を必ず設けるとともに、長期継続契約の可否についても検討し対応されたい。

ウ 契約期間に自動更新条項が付された契約を締結しているものがあつた。後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないことから、相手方とも協議の上、改めて契約を締結するなどの対応をとられたい。

エ 契約書に収入印紙の貼付のないものがあつた。

#### 【指導事項】

ア 1者随意契約を行う場合の実施伺において、根拠規定等が示されていないものがあつた。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定は随意契約とすることができる規定であり、1者随意契約を行う理由ではないため、松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」旨を併記されたい。

イ 見積依頼を文書ではなく口頭により行っていたものがあつた。見積の提出を求めることは契約に付随する一連の事務であり、軽易なものではないことから、文書番号を付して文書により行われたい。

ウ 受理した見積書に日付がないものや見積結果表の記載事項に不備があるものが見受けられた。

エ 契約書中の松浦市に係る当事者欄等の表記が「松浦市志佐町里免365番地 松浦市長（略）」となっているものがあつた。診療所の所管事務に係る契約であることから、契約書に表記する住所・氏名については「松浦市鷹島町神崎免352番地 1 国民健康保険直営松浦市立鷹島診療所 松浦市長（略）」で統一されたい。

オ 代診派遣に関する覚書に相手方の押印がないものがあつた。

### (2) 庶務・文書管理事務

#### 【指摘事項】

文書件名簿への登載について、処理欄に経過が記載されておらず、発信文書の件名が朱書きされていなかった。松浦市文書管理規程に基づき適正に処理されたい。

### (3) その他

#### 【検討事項】

ア 医療安全管理指針等の見直しについて

平成19年の改正医療法により医療安全に関する規定が設けられ、これを受けて医療安全管理指針等を整備されているが、所長が専任から委託となり病床も廃止となるなど状況が変わってきていることから、現在の診療所の機能・体制に見合った内容となるよう見直しを行われたい。

イ 公印保管者について

診療所に保管してある公印の管理について、松浦市公印規則別表第1及び別表第3（第3条関係）において、保管者が診療所長と規定されているが、現在、診療所長は正規職員ではないため、同規則第6条及び第7条の保管者の責務を負わせるこ

とが不可能であり、事務長が管理している。管理者については、実情に合わせ規則の改正も含め検討されたい。

#### 7 措置の通知について

本公表の指摘事項等について、その措置の状況及び結果を令和3年1月21日（木）までに措置通知書により報告されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添資料「監査結果の指摘事項等取扱基準」を参照されたい。

## 監査結果の指摘事項等取扱基準

令和2年5月22日  
松浦市監査委員事務局

### 1. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

### 2. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

### 3. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

### 4. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの  
措置状況の報告は求めない。

### 5. 口頭指導（公表の対象外）

指摘事項及び指導事項に該当しない軽微なもの  
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指摘するにとどめる  
必要に応じて文書にて監査委員事務局長名で所属長あて通知することができる。  
措置状況の報告は求めない。

(参考条文)

地方自治法

第199条第9項

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。